

《女性研究者等研究支援成果報告 概要・要旨》

＜課題名＞ユネスコ「世界の記憶」遺産事業の人道性と政治性－「南京虐殺」文書の遺産化を事例に

＜代表者所属・職名・氏名＞人間社会研究域法学系・准教授・中野涼子

＜研究成果要旨＞

本研究は、世界的価値がある歴史的な文書を人類共通の遺産として扱うユネスコの文化事業に関する研究である。国際政治学におけるユネスコについての研究は手薄な状況にあるが、2015年にユネスコが中国の「南京虐殺」文書を「世界の記憶」として登録したことで、本来、非政治的であるはずのユネスコ文化事業の政治問題化を危ぶむ声が日本の中で広がった。これに伴い、ユネスコにおいて「世界の記憶」事業を抜本的に見直す作業が進行中である。本研究では、2015年に顕在化した国際機構と国家の間にある記憶保存に関するずれに着目して、共通の歴史認識を国際社会全体で養おうとするユネスコの「世界の記憶」事業について考察した。研究の成果は、「Failure of Cosmopolitan History? Japan's Response to the Inscription of Nanjing Massacre Documents on UNESCO's "Memory of the World" in 2015」と題する英語論文にまとめ、平成29年4月に台湾で開催されるGlobal International Studies Conferenceにて報告した。

分析から導き出される結論として、以下の二点が重要である。第一に、文化を扱う国際機構であっても、他の国際機構と同様に国際政治の争いの場になり得る。異なる歴史認識が錯綜する東アジア諸国にとって、ユネスコの「世界の記憶」事業は、それぞれの国が正しいと考える歴史認識を世界的に流布させる格好の場である。中国が「南京虐殺」文書の登録を推薦したのは、その歴史認識にユネスコが正当性を付与するという機能を期待してのことであり、また、日本政府はこの効果を恐れて強い抗議の声を上げた。「世界の記憶」事業は、過去の人権侵害の文書を人類共通の遺産として認定することで平和の重要性を強調するが、認識をめぐる外交の重要性が高まる東アジアにおいては、このような国際文化事業も政治の論理によって再規定される。現代における東アジアの国際政治システムには、この動きを制御するメカニズムは存在しないため、今後も物議をかもす文書の遺産登録への動きが予想される。

第二に、こうした状況下で、ユネスコは、政治的配慮なしに「世界の記憶」事業を運営することを正当化するための専門性を十分に持たない。本事業における文書の選定作業は、主に、「世界の記憶」国際委員会を構成する14名によって運営されているが、その構成員は文書保管のためのアーキビストとしての専門性を備えているものの、東アジアといった特定の地域や歴史的イベントについて政治的議論も含めて理解する歴史家としての専門性を求められてこなかった。その背景には、文化という特殊な領域において、ユネスコ構成国間の政治状況について考慮する必要はないという専門家集団としてのユネスコの特徴がある。特に、ユネスコの「世界の記憶」事業には外部との対話のメカニズムが備わっていなかったために、物議をかもす「南京虐殺」文書の登録を容易にしたと言える。対話の機会を持つことなく行われた文書登録は、結果的に、教育や文化の振興を通じて諸国民間の協力を促すというユネスコ本来の目的を損なう役割を果たす。現在、ユネスコで「世界の記憶」事業の運営に関する見直し作業が行われているのは、この問題に対処するためである。